

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和8 年 4 月 28 日

案 件 名	津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業に係る工事期間中の仮設事務所等整備の考え方について						
所 管	緑 局 区		部	区政策 津久井まちづくりセンター	課 担当者		内線

事案概要							
公共施設マネジメント推進プラン等に基づく先導的な取組として、老朽化する津久井総合事務所周辺の公共施設の再整備において、現地建替整備パターンへの決定に伴う工事期間中の仮設庁舎(プレハブ)の整備、既存施設を活用した仮設事務所等整備の考え方について諮るもの							

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	・工事期間中の仮設庁舎(プレハブ)整備、既存施設活用の考え方
審議結果 (政策課記入)	○原案を一部修正し、承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	津久井総合事務所周辺の公共施設を含めた公共施設の再編・再整備を行うにあたり、工事期間中の仮設庁舎の整備に当たって、既存の公共施設を活用し、必要となる仮設庁舎の整備規模を最小限に抑えることで、整備コストを最小限とすることができ、工事期間中においても庁舎機能を円滑に継続するもの					
	効果測定指標				施策番号	46	
	年度	R7	R8	R9			
	事業効果 年度目標						

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工							
○事業スケジュール							
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13～
実施 内容	【既存施設を活用した仮設事務所整備】						
	庁内調整	予算要求 修繕内容設計	既存施設 修繕	引越し	仮設庁舎として活用		引越し
	【既存施設を活用した仮設の公民館機能整備】						
	庁内調整				中野保育園 移転 予算要求	修繕	仮設の公民館として 活用
					津久井生涯学習		
	【PPP/PFI事業】						
	庁内調整	測量・地質 調査等					
	基本計画の検討・策定	PPP／PFI 事業者選定アドバイザー業務 委託		契約	仮設庁舎 設計・整備	既存施設解体	
	大規模事 業評価	部会、 パブ コメ	実施方針 公表等		事業者選定 手続き	設計	施設 整備

○事業経費・財源(仮設庁舎及び仮設事務所整備に係る概算)										(千円)
項目		補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
特財	事業費(総務費)				69,672	34,000	34,000	34,000	34,000	
	うち任意分									
	国、県支出金									
	地方債									
	その他									
	一般財源		0	0	69,672	34,000	34,000	34,000	34,000	
	うち任意分									
捻出する財源※2										
	一般財源拠出見込額		0	0	69,672	34,000	34,000	34,000	34,000	
元利償還金(交付税措置分を除く)										
捻出する財源概要		長寿命化事業費								
税源涵養 (事業の税収効果)										
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)										(人工)
項目			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
実施に係る人工	A		0	1	1	1	1	1	1	
局内で捻出する人工※	B									
必要な人工	C=A-B		0	1	1	1	1	1	1	
局内で捻出する人工概要										
SDGs 関連ゴールに○	1 貧困									
	2 気候変動									
	3 健康と福祉									
	4 質の高い教育をみんなに									
	5 ジェンダー平等									
	6 安全な水とトイレを世界中に									
	7 持続可能なエネルギー									
	8 働きがい、経済成長、雇用									
	9 産業とインフラの基盤を強化									
	10 人や国ごとの格差をなくそう									
	11 持続可能な都市とコミュニティ									
	12 持続可能な消費と生産									
	13 気候変動に具体的な対策を									
	14 海の豊かさを守ろう									
	15 陸の豊かさも守ろう									
	16 平和と公正									
	17 パートナーシップで目標を達成しよう									
			○	○				○		
日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和10年6月	定例会議	報道への情報提供		なし	
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	全協または部会	令和10年3月		
事前調整、検討経過等										
調整部局名等		調整内容・結果								
担当者ワーキング		諸室イメージ、整備パターン、導入機能の配置検討、配置イメージ案、仮設庁舎の考え方等(令和5年度 6回、令和6年度 2回、R7年度 1回)								
庁内連絡調整会議		諸室イメージ、整備パターン、導入機能の配置、事業手法検討、仮設庁舎の考え方等(令和5年度計2回、令和6年度計4回、令和7年8月26日、令和8年3月9日)								
外部検討会議		有識者、地域団体等から選出された委員による検討等(令和6年度 5回、令和7年度1回)								
決定会議(R7.2.7)		津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業について(整備パターン、事業手法、スケジュールの見直し)								
決定会議(R7.2.28)		津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業について(整備パターン、事業手法、スケジュールの見直し)								
決定会議(R7.4.10)		津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業について(整備パターン、事業手法、スケジュールの見直し)								
未利用資産活用・調整会議		R7年5月26日 津久井障害者地域活動支援センター跡施設の有効活用に係る方針								
決定会議(R7.10.17)		津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業に係る基本計画(案)の策定について								
未利用資産活用・調整会議		R7年11月26日 中野保育園跡施設の有効活用に係る方針								
備考	資料のカラーユニバーサルデザイン確認済み。 庁内連絡調整会議構成課(政策課、経営監理課、DX推進課、人事・給与課、財政課、公共建築課、危機管理統括部、区政推進課、健康福祉総務課、地域包括ケア推進課、津久井高齢・障害者相談課、医療政策課、こども・若者政策課、地域経済政策課、都市建設総務課、生涯学習課、農業委員会事務局)									

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R8.3.27	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果)	原案を一部修正し、上部会議に付議する。	
【仮設事務所等の整備について】		
○(アセットマネジメント推進課長)未利用資産を活用して仮設庁舎の規模を約2,250㎡から約1,500㎡に集約することがポイントだと思うが、資料10ページでは、行政機能・公民機能を集約した場合として約2,250㎡と記載されているが、この面積に公民館機能は含まれているのか。		
→(緑区役所区政策課長)公民館機能は含んでいない。資料10ページを修正する。		
○(政策課長)工事中の仮設駐車場から仮設庁舎までの距離はどの程度か。歩道はあるのか。		
→(緑区役所区政策課長)約300m離れており、徒歩約4分の距離で、歩道はある。		
→(政策課長)他に仮設駐車場として活用できる場所はないのか。		
→(緑区役所区政策課長)ここ以外にはない。現在の公用車第2駐車場も民地であり難しいと考えている。		
○(政策課長)市民向けの説明会は実施するのか。		
→(緑区役所区政策課長)市としての方向性が決定した後に実施を予定している。		
○(政策課長)仮設庁舎にエレベーターは設置しないとのことだが、2階以上の諸室に車いす利用者が来庁する可能性はないのか。		
→(緑区役所区政策課長)基本的には市民が利用する諸室を2階に配置する予定はないが、保健センターの検診等で利用する共用の会議室が2階となり、ベビーカー等の利用者が訪れる可能はあるため、車いす利用者と同様に課題があると認識している。		
→(政策課長)エレベーターの利用が必要な職員が出てくる可能性があるのではないかな。		
○(財政課長)事業費について、PFI手法のため平準化を想定しているとのことだが、津久井湖観光センターに関するプレハブ設置の事例では、金利の面で平準化するのではなく、建設や解体に寄せて支払った方が有利だという状況も出てきている。そういったことも含めて事業者と調整をお願いしたい。		
→(緑区役所区政策課長)承知した。その点を含めて検討させていただく。		
○(総務法制課長)土木事務所や下水道事務所は事業者の方の来庁が多いようだが、駐車場は確保できるのか。		
→(緑区役所区政策課長)西メディカルセンターのところに駐車場はある。障害者地域活動支援センターの方で足りないようであれば、少し離れたところから歩いていただくようになる。		
○(総務法制課長)工事中の仮設駐車場は40台程度確保するとのことだが、規模は十分なのか。		
→(津久井まちづくりセンター所長)現状では69台分あるが、公民館利用者が減ることを想定し、ピーク時を除けば40台程度で足りると思っている。		
○(総務法制課長)仮設庁舎にエレベーターは設置しないとのことだが、バリアフリーに関する条例上も問題ないということか。		
→(緑区役所区政策課長)改めて確認をさせていただく。		
○(政策課長)仮設庁舎ではあるが、多くの市民が利用する施設であるため、上部会議に付議する。		

津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業

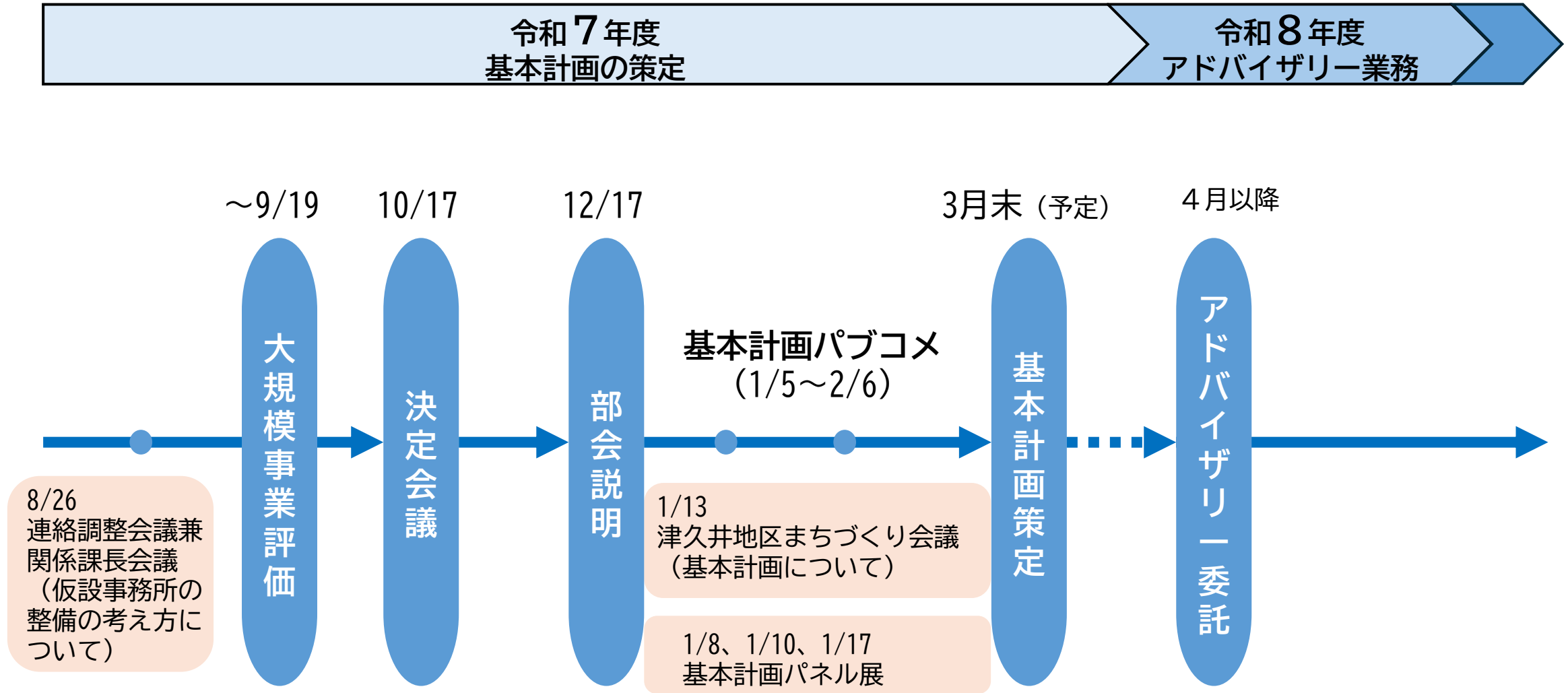
工事期間中の 仮設事務所等整備の考え方について

令和8年4月28日

決定会議

- ▶ 1 事業の経過について
- 2 工事期間中の仮設事務所確保の考え方について
- 3 仮設事務所の配置（移転先）について
- 4 仮設庁舎（プレハブ）の建設場所について
- 5 整備スケジュールについて

1-1 津久井総合事務所再整備事業の経過



1 事業の経過について

▶ 2 工事期間中の仮設事務所に係る考え方について

3 仮設事務所の配置（移転先）について

4 仮設庁舎（プレハブ）の建設場所について

5 整備スケジュールについて

2-1 仮設事務所建設の考え方

○基本姿勢について

市民の利便性を損なわないように、また、利用者及び従事者双方の視点で検討を進める。

○バリアフリーの考え方について

建築基準法第85条第6項の仮設許可を受ける場合はバリアフリー条例の対象外となるが、許可の有無に関わらず、仮設庁舎入口に近い専用の駐車場の設置や市民窓口は可能な限り1階に配置するなど、バリアフリーに配慮する。なお、2階には一部不特定の方が利用する諸室を設置することを想定しているため、車いす利用者のための階段昇降機の設置等、利用者の視点に立った必要な配慮事項について検討していく。

<まとめ>

バリアフリー法及び バリアフリー条例の適合義務	仮設庁舎（プレハブ）：1,500㎡（予定） バリアフリー法：2,000㎡以上が対象 バリアフリー条例：500㎡以上が対象（上記対象規模の引き下げ） 仮設許可を受けた建築物の場合はバリアフリー条例は適用されず、バリアフリー法の規定に依るため、仮設庁舎の建築規模から法及び条例の適合義務は生じない。
仮設庁舎利用者等への配慮	仮設許可の有無に関わらず、以下のようなバリアフリーに配慮した仮設庁舎とする。 ・市民窓口はできる限り1階部分に配置 ・仮設庁舎入口に近い位置への車椅子利用者専用の駐車場の設置 など
仮設庁舎利用者等への配慮に係る今後の検討事項	・車いす利用者のための階段昇降機の設置 など

2-2 工事期間中の仮設事務所確保の考え方

新たな複合施設は、

「**現地に**」「**1棟にまとめて**」建て替える方針として決定

(R7.10.17決定会議 基本計画案について)

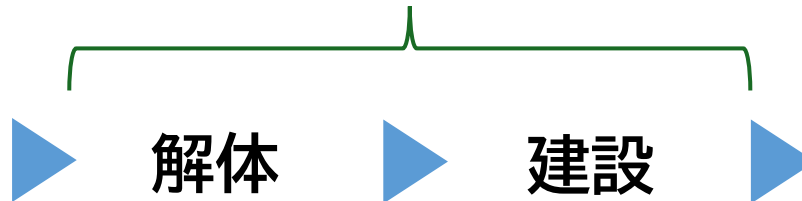


現地建て替えのため、
令和11年度～令和14年度（予定）の工事期間中は
仮設事務所の継続確保が必要となる。

現状配置

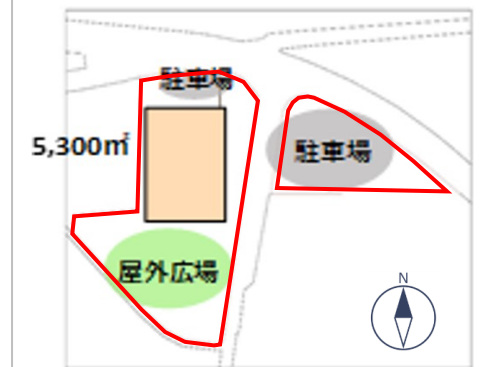


この期間は
仮設事務所の確保が必要



再編後配置

・現地で庁舎と市民活動施設を一つにまとめて建て替える



2-3 工事期間中の仮設事務所確保の考え方・経過

建設する仮設庁舎（プレハブ）の規模について

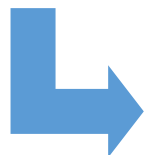
<今後の検討事項>

仮設庁舎イメージ
(県高相合同庁舎事例)



すべて仮設庁舎として建設するのではなく、近隣の未利用資産等を仮設事務所として活用し、改修が必要な場合には適宜改修を行い、仮設庁舎の整備費用を見直していくこととする。

R6年11月18日連絡調整会議資料から抜粋



仮設庁舎（プレハブ）を建設する規模を最小限にすることで、整備コストを削減する検討を行う。

検討に当たっての整理事項

- 庁舎機能すべてを確保する場合、約2,250㎡の床面積が必要
- 公民館としては、仮設庁舎（プレハブ）に貸室の代替機能を確保することを希望するが、仮設庁舎（プレハブ）に入れないのであれば、工事期間が3年以上と長いため、市民利用影響を鑑み、貸室の代替機能を確保する方向性として

未利用資産活用・調整会議において、以下の活用の方向性として整理

旧津久井障害者地域活動支援センターは、「津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業に係る新たな複合施設整備工事中における仮設事務所等として活用する。（令和7年5月26日開催）
中野保育園は、「津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業に係る新たな複合施設整備工事中における仮設の公民館事務室・貸室として暫定活用する。（令和7年11月26日開催）」

1 事業の経過について

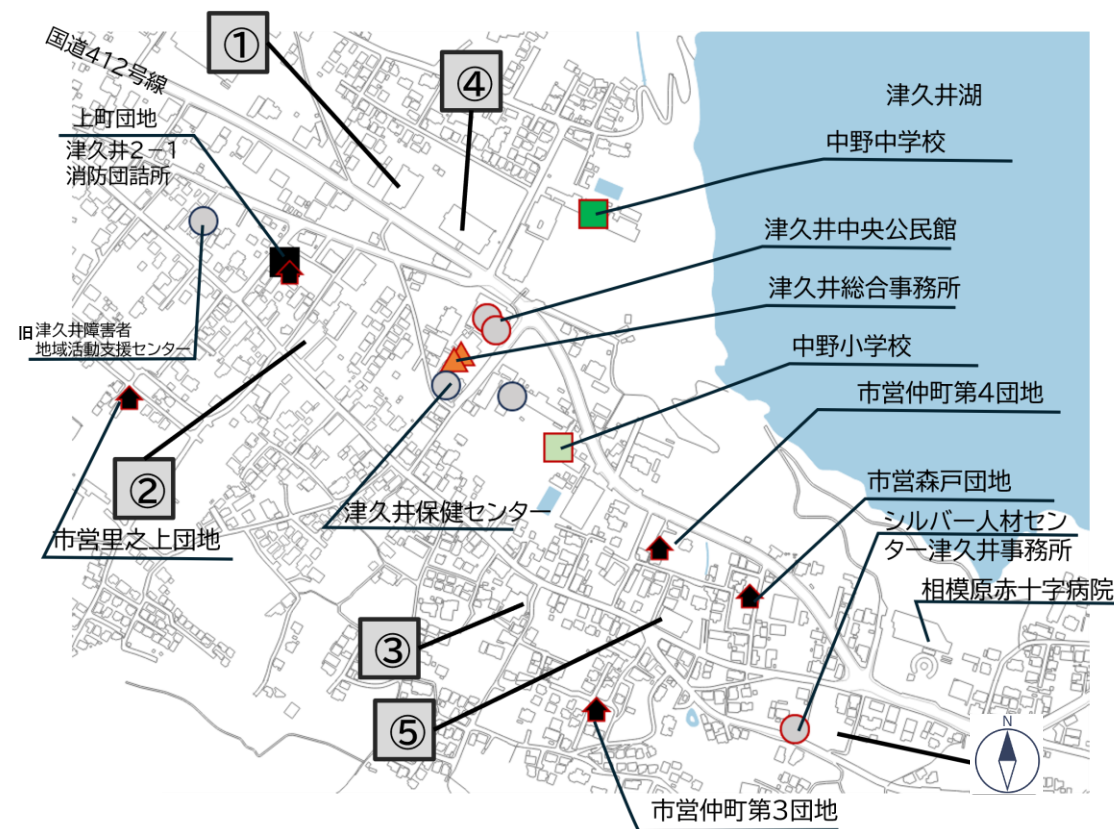
2 工事期間中の仮設事務所確保の考え方について

▶ 3 仮設事務所の配置（移転先）について

4 仮設庁舎（プレハブ）の建設場所について

5 整備スケジュールについて

3-1 民間施設を含めた近隣の未利用資産等の空き区画の状況



市有財産の近隣施設	建物内の空き区画	面積
旧津久井障害者地域活動支援センター (R8.3末廃止→未利用資産)	あり	約230㎡
旧モーターボート競走組合事務所 (西メディカルセンター建物内)	あり ※農業共済組合へ 賃貸中	約340㎡
城山総合事務所4階一部	あり	約350㎡
津久井生涯学習センター	一部あり	—
西メディカルセンター	なし	—
中野小学校	なし	—
中野中学校	なし	—
中野保育園 (R12年に未利用資産となる予定)	あり (R12年以降)	約860㎡

市有財産以外の近隣施設		空き区画	備考
①	神奈川県津久井合同庁舎	なし	神奈川県治水センター施設管理部署聞き取り
②	JA神奈川つくい	なし	JA神奈川つくい総務課聞き取り
③	旧津久井警察署跡地	あり	津久井警察署地域課聞き取り
④	津久井警察署	なし	警察署内機密情報管理の観点から×
⑤	津久井郵便局	なし	津久井郵便局窓口で確認

【旧津久井警察署跡地 現地調査結果】

- ・ 小部屋が多く、まとまった面積の諸室確保が困難
- ・ バリアフリーの観点(エレベーターがない、建物入り口までの動線に段差や急な坂があるなど)から庁舎としての活用に適していない
- ・ 空調設備等の改修に多額の費用がかかる
- ・ 建物が一部旧耐震であり耐震補強を実施していない

➡ 活用は困難と判断

3-2 仮設事務所の配置場所

審議事項

機能	現在の配置場所 (施設)	グループ	部署名		工事期間中の配置場所(施設)	面積
行政機能	津久井 保健センター	市民窓口 部署	- 生活衛生課 津久井班 - 津久井高齢・障害者相談課 - 緑保健センター班(津久井担当) - 緑子育て支援センター 津久井担当 (相模湖藤野機能が津久井へ集約予定)		仮設庁舎 (プレハブ) 以下の未利用資産を 活用した場合、行政機能は 仮設庁舎(プレハブ)の規模を 約2,250㎡⇒ 約1,500㎡ 3階建て⇒2階建て に縮減が可能	
	津久井 総合事務所		- 津久井まちづくりセンター(法務局) - 緑生活支援課 第3班 - 津久井地区社会福祉協議会			
		環境・林業・ 農業関係 部署	- 津久井地域環境課 - 森林政策課 - 農政課 津久井班 - 農業委員会事務局 津久井事務所		城山総合事務所 4階	約350㎡
		下水道 部署	津久井下水道事務所		旧津久井障害者地域活動支援センター	約230㎡
		土木 部署	津久井土木事務所		旧相模湖モーターボート競走組合事務所 (相模原西メディカルセンター急病診療所 の建物)	約340㎡
市民活動機能	津久井 中央公民館・ 津久井 老人福祉センター	貸室	津久井中央公民館(※1)		(～R12年度頃)津久井生涯学習センター (R12年度頃～)中野保育園	約860㎡
			津久井老人福祉センター(※2)		津久井地域福祉センター	約240㎡

※1 中野保育園の移転予定が令和12年当初の予定のため、既存建物の解体が開始する令和11年度頃から令和12年度頃にかけては、津久井生涯学習センターを活用し、その後中野保育園の移転作業完了後、必要な修繕を行い、準備が整い次第、中野保育園を活用する。

※2 現建物解体前に、津久井老人福祉センターは廃止することについて決定会議で承認済み(令和7年10月17日)

3-3 仮設事務所整備にかかる事業費

※整備コストについては現時点での概算であり、実際の概算に当たっては、変動する場合がある。

審議事項

グループ	工事期間中の配置場所(施設)	面積	整備概要	整備コスト概算
市民窓口 部署	仮設庁舎(プレハブ)	約1500㎡	軽量鉄骨造・2階建て・エレベーターなし 【必要諸室】 事務室・相談室・会議室・トイレ・ロッカー更衣室・休憩室・倉庫・休日窓口・法務局窓口・保健センター諸室(授乳室含む) ※トイレ内におむつ替えスペースを設置。	510,000千円
環境・林業・農業関係 部署	城山総合事務所 4階	約350㎡	・事務室活用箇所の雨漏れ屋上修繕 ・トイレ1か所洋式化修繕 ・調理台撤去 ・外壁防水修繕	7,227千円 3,980千円
下水道 部署	旧津久井障害者地域活動支援センター	約230㎡	・調理室撤去 ・内装修繕 ・雨漏れ修繕 ・サイン	5,450千円
土木 部署	旧相模湖モーターボート競走組合事務所(相模原西メディカルセンター急病診療所の建物)	約340㎡	・トイレ洋式化修繕 ・間仕切り壁撤去 ・サイン ・内装修繕 ・確定図保管場所に伴うパーティション修繕	6,779千円
貸室	(～R12年度頃)津久井生涯学習センター (R12年度頃～)中野保育園	約860㎡	・中野保育園の大人用トイレの改修修繕 ・中野保育園の事務室スペースの確保修繕	6,000千円
	津久井地域福祉センター	約240㎡	・既存トイレ共用利用に必要なパーティション修繕 ・空調修繕	6,236千円
合計				545,672千円

※仮設事務所等整備コストのうちLAN整備、既存駐車場工作物解体費、インフラ引き込み費用、初度調弁費、引っ越し費用等は別途精査

仮設庁舎(プレハブ)に行政機能を集約した場合(床面積約2,250㎡・3階建て)は、以下の課題がある。

- ・整備費は約765,000千円
- ・エレベーター整備工期が2年以上はかかる見込みであり全体スケジュールや事業費への影響が大きいため、エレベーター設置は難しいため、2階以上の部署には3階まで階段でアクセスとなり、バリアフリー面に課題
(神奈川県の高相合同庁舎仮設庁舎2階建ての事例においてもエレベーターは設置していない。)
- ・仮設庁舎(プレハブ)への利用者が多くなることで、敷地内に駐車場が十分に確保できないため、周辺の駐車場から徒歩となる。

1 事業の経過について

2 工事期間中の仮設事務所確保の考え方について

3 仮設事務所の配置（移転先）について

▶ 4 仮設庁舎（プレハブ）の建設場所について

5 整備スケジュールについて

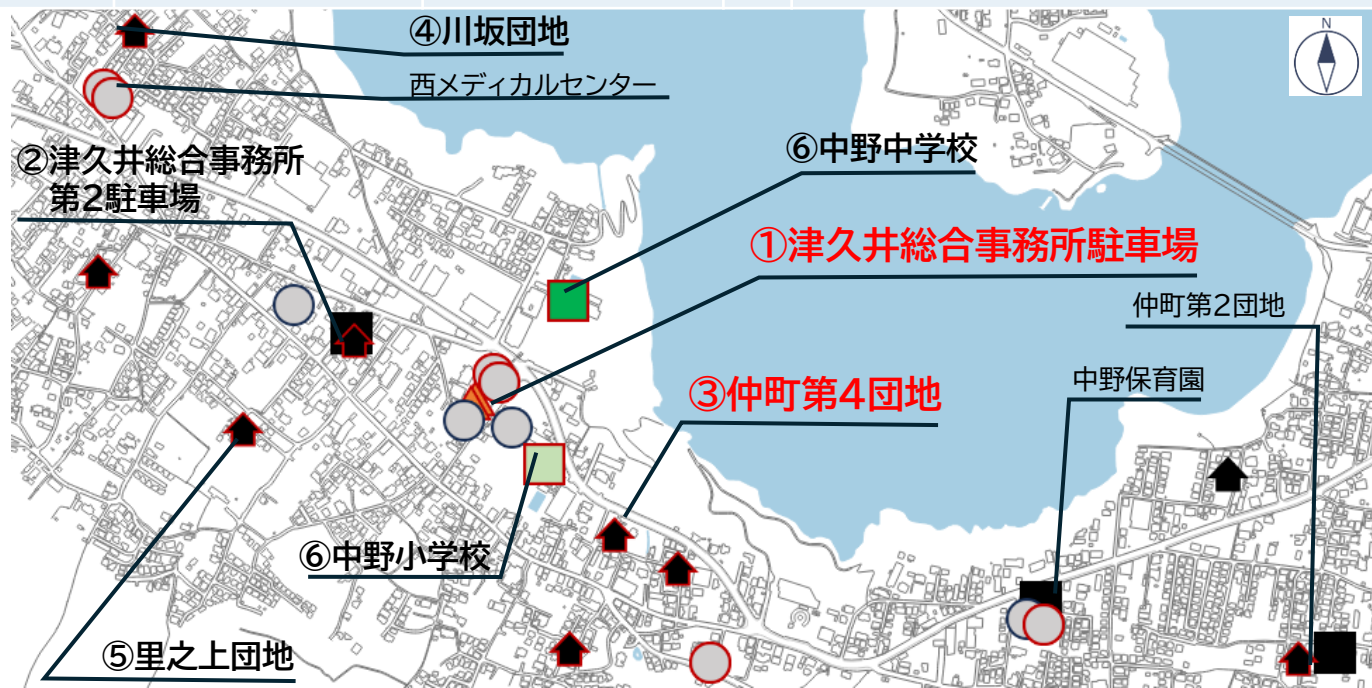
4-1 仮設庁舎（プレハブ）の建設場所

	敷地・施設名	敷地の 広さ	接道	複合施設建設 工事への影響	用途地域	整備上の課題
①	津久井総合事務所駐車場	○	○	△	○	○ 特になし
②	津久井総合事務所 公用車第2駐車場	×	○	○	○	○ 特になし
③	仲町第4団地一部用地	○	○	○	○	△ 敷地内に2世帯居住住戸あり
④	川坂団地跡地	×	×	○	×(1種低層)	○ 特になし (R7建物解体予定)
⑤	里之上団地一部用地	×	×	○	×(1種低層)	○ 敷地の広さ
⑥	中野小・中野中(校庭)	○	×	×	○	× セキュリティ面で課題多い

候補地の中では、①、③が主要な候補となるが、仲町第4団地敷地内には居住中の住戸（2世帯）があり、仮設庁舎建設に課題がある

「津久井総合事務所駐車場」が適地
と考えられるため、仮設庁舎の建設場所とする。

現駐車場を仮設庁舎敷地として使用するため、
工事期間中の一般利用者用の駐車場を別敷地で
確保する必要がある。



4-2 仮設庁舎（プレハブ）の配置・工事期間中の仮設駐車場整備イメージ

審議事項



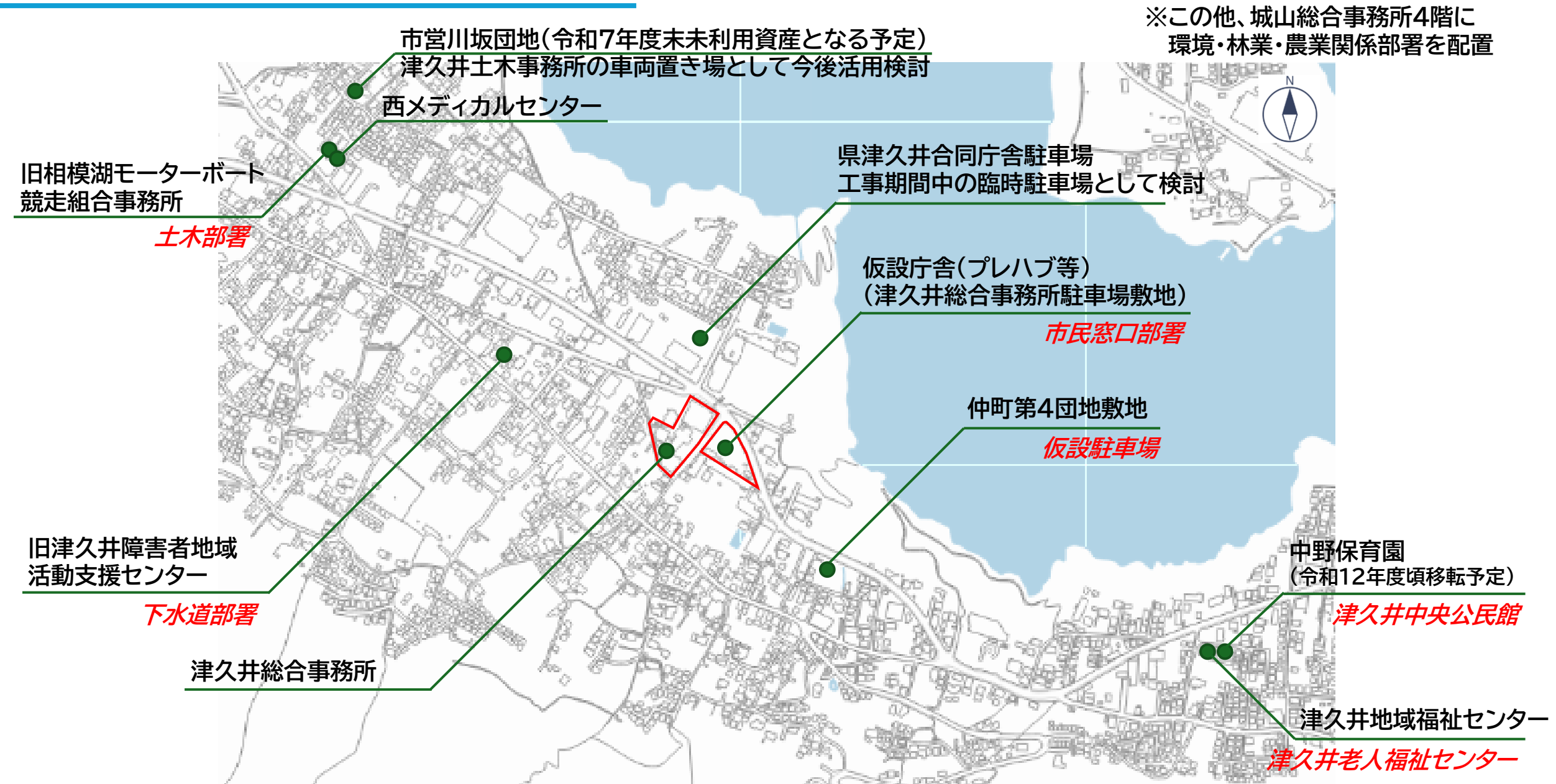
- 仮設駐車場については、利用者の利便性を鑑みて、できるだけ仮設庁舎に近い場所に確保できるよう、市有地以外も含めて引き続き検討する。
- 現時点では、併せて仲町第4団地の一部用地・仲町第1団地跡地を「行政財産の使用承認」による活用を調整中。（砂利敷、トラロープ区画線の整備程度）



仲町第4団地・
仲町第1団地跡地
40台程度駐車場として
確保可能
(仮設駐車場整備費用は、
今後精査)



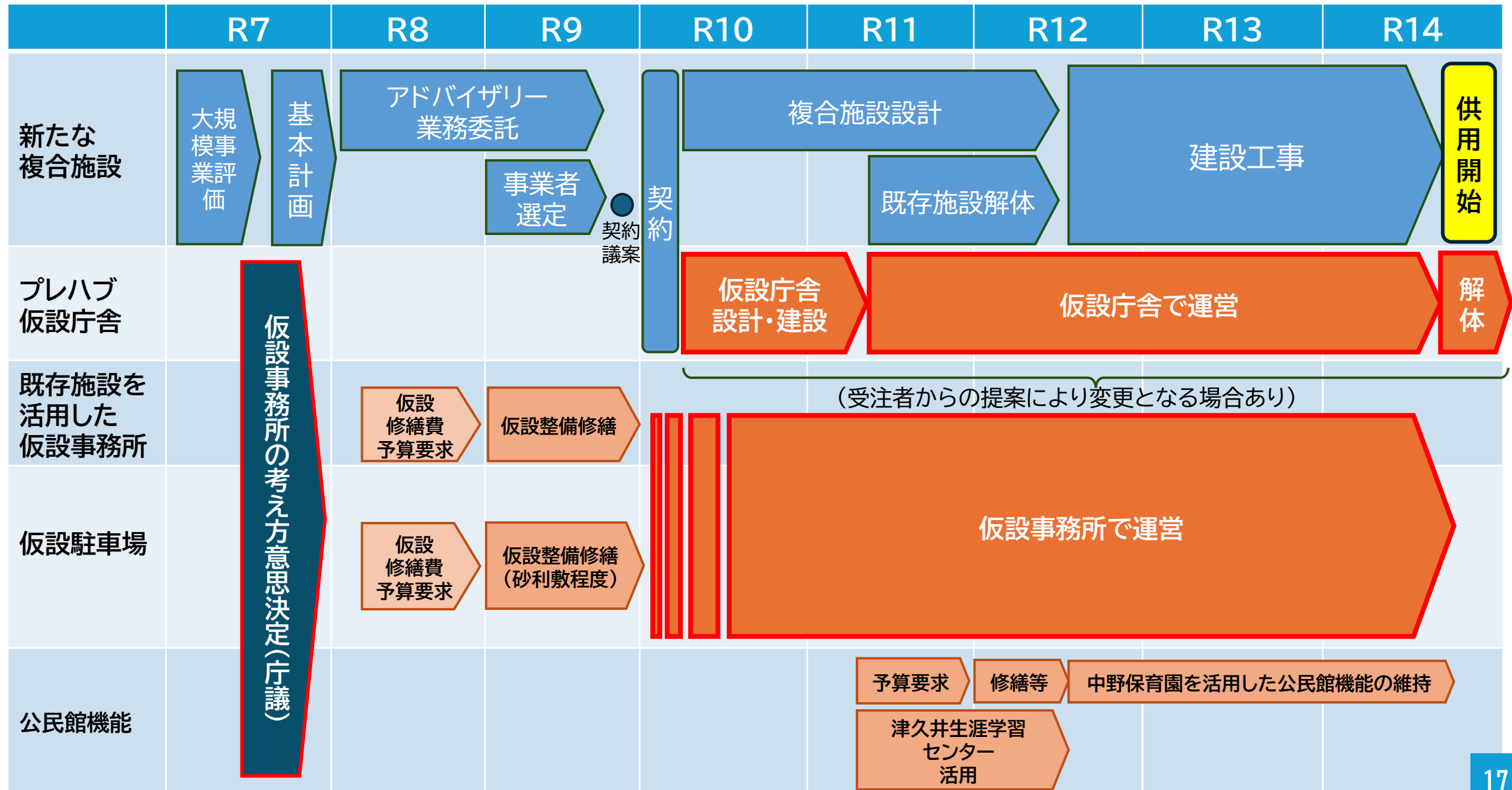
4-3 工事期間中の仮設事務所等の配置図



- 1 事業の経過について
- 2 工事期間中の仮設事務所確保の考え方について
- 3 仮設事務所の配置（移転先）について
- 4 仮設庁舎（プレハブ）の建設場所について

▶ 5 整備スケジュールについて

5-1 仮設事務所の整備・移転スケジュール



○開催日時：令和8年4月28日

○開催場所：本庁舎本館 2階 第1特別会議室

○案件名：津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業に係る工事期間中の仮設事務所等整備の考え方について

○担当課：緑区役所区 区政策課、津久井まちづくりセンター

(庁議構成員)

■市長公室長 ■市長公室理事 ■総務局長 □財政局長 ■政策部長

■シビックプライド担当部長 ■財政部長 ■中央区副区長 (代) 南区副区長

■政策課長 ■総務法制課長 ■財政課長

(担当課)

■緑区副区長 ■緑区役所区政策課長 ■津久井まちづくりセンター所長

(1) 主な意見等

○(シビックプライド担当部長) 現在の津久井総合事務所駐車場に仮設庁舎を設置するとのことだが、仮設駐車場としては、何台程度確保でき、何台程度不足するのか。

→(緑区副区長) 現在69台分の駐車スペースがあるが、仲町第4団地・仲町第1団地跡地では、40台程度確保可能である。公民館など市民窓口部署以外の機能は分散するため、現状よりも駐車場利用者は減少すると想定している。また、現状でも利用のピークとなる時間帯が異なることから、40台程度確保できれば十分と考えている。引き続き県とも調整をしていく。

○(シビックプライド担当部長) 緑子育て支援センターの利用者にとっては、仮設駐車場からベビーカー等で移動するとなると、距離がやや遠く、動線の安全対策も心配されるが、駐車場は足りると想定しているのか。

→(緑区副区長) 仲町第4団地・仲町第1団地跡地からは約300m離れており、徒歩で4分かかるが、そこまで危険な道のりではないと考えている。

○(市長公室理事(政策調整担当)) 仮設庁舎ではあるが3年以上の利用期間があることから、極力利用者の利便性を損なうことがないように対応して欲しい。仮設駐車場の場所については、悪天候の日もあり、県との調整も含めて、十分に配慮すべきと考えている。今後改正が必要な条例は、どの程度あるのか、また、改正案の議会への提案時期はいつになるのか。

→(緑区副区長) 公民館条例と老人福祉センター条例の改正について、令和10年6月議会での提案を予定している。

→(市長公室理事(政策調整担当)) 仮設庁舎の設置を含めたPFIの契約議案は、令和9年9月議会での提案を想定しているようだが、条例改正と別の時期に契約議案を先に提案することに問題はないのか。

→(総務法制課長) 今後調整させていただく。

→(市長公室理事(政策調整担当)) 事務的な手続きの部分で誤りが無いよう、調整をお願いしたい。また、説明資料の中で、「令和7年度末策定予定」など時点更新がされていない箇所が見られるため、注意していただきたい。

○(総務局長) 仮設庁舎にエレベーターは設置するのか。

→(緑区副区長) エレベーターは設置しないが、階段昇降機の設置は検討していきたい。

→(総務局長) 車いす利用者などが2階に行くことが想定されるため、階段昇降機は必要と思われる。

○(総務局長) 再整備後の津久井総合事務所の建物はどのように管理するのか。公民館条例など個別の条例がある中、バラバラで管理をしていくのか。

→(緑区役所区政策課長) 清掃や警備といった建物の維持管理に関する業務は、建物全体で一

括して行うことが望ましいと考えている。

→（総務局長）有料の施設と無料の施設が同じ建物の中で別々に管理運営することに、問題はないのか。

→（市長公室理事（政策調整担当））貸室が無料の津久井老人福祉センターは廃止され、津久井中央公民館の貸室だけが残る。維持管理についても、警備や清掃等の業務は、スケールメリットを生かして一括発注していくことになるのではないのか。

→（緑区副区長）その通りである。

○（政策部長）仮設庁舎にエレベーターを設置する場合、2年以上かかるものなのか。

→（緑区役所区政策課長）2～3人が乗ることができる小規模のエレベーターであればそこまではかからないが、5～6人が乗ることができ、荷物等も運べるものとなると、2年近くはかかると言われている。

○（政策部長）具体的な工程にもよるが、将来広場としての整備を想定している場所を仮設駐車場として活用することはできないのか。

→（緑区役所区政策課長）民間事業者からの提案にもよるが、そういった視点も含めて、今後民間事業者と調整をしていきたい。

○（政策部長）噴水塔はどのような取り扱いとなるのか。

→（緑区役所区政策課長）地域からは、津久井地域の歴史的なものであり、残して欲しいという意見をいただいている。工事期間中は、別の場所への移設を想定しているが、仮設庁舎設置の際に移設が不要であればそのままにする。再整備後については、新しい津久井総合事務所の民の憩いのスペースなどで、モニュメントとして活用できれば良いと考えている。要求水準書にどのように記載するかは未定だが、地域の意見も確認しながら進めていきたい。

○（市長公室理事（政策調整担当））市民の利便性確保に関する意見を踏まえ、例えば、子ども向けの検診は、仮設庁舎だけでなく中野保育園も活用するなど、柔軟に運用して欲しい。また、再整備後の噴水塔については、津久井総合事務所の施設管理を担う所属が、一体的に管理するようにして欲しい。

○（財政部長）市民が仮設庁舎の2階へ行かなくても済むような配置を検討することはできないのか。

→（緑区副区長）市民窓口は可能な限り1階に配置するが、検診室は2階への配置を想定しているため、不特定の方が2階へ行く可能性はある。

→（財政部長）配置を工夫したり、他の未利用施設を活用したりすれば、階段昇降機を設置するよりも安価で対応できるのではないのか。

→（緑区役所区政策課長）他の未利用施設の調整ができれば活用するが、現時点では他にないことから、仮設庁舎の2階部分には、不特定の方が利用する諸室を設置せざるを得ないと考えている。そのため、階段昇降機の設置による対応を検討したい。

（2）結 果

○原案を一部修正し、承認する。

以 上